

大阪大学法学部早期卒業制度運用規則

第1条（趣旨）

本規則は、大阪大学学部学則第28条第2項および大阪大学法学部規程第24条第3項に基づき、大阪大学法学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下「早期卒業の認定」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条（早期卒業候補者）

- 1項 早期卒業を希望する者は、1年次の別に定める期日までに、希望進学先を明記した早期卒業願書を提出しなければならない。
- 2項 早期卒業願書を提出した者のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものを、2年次から早期卒業候補者とする。
 - ① 1年次終了時において、卒業の要件として法学部が定める単位（以下、「卒業要件単位」という。）について、標準修得単位数として法学部が定める単位を修得していること。
 - ② 1年次終了時まで履修した科目のうち、卒業の要件として法学部が定める科目について、GPAが3.25以上であること。
- 3項 早期卒業候補者が、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合、早期卒業候補者としての登録を取り消す。
 - ① 2年次終了時において、卒業要件単位について、標準修得単位数として法学部が定める単位を修得していないこと。
 - ② 2年次終了時まで履修した科目のうち、卒業の要件として法学部が定める科目について、GPAが3.25に満たないこと。
- 4項 早期卒業候補者は、別途定めるアドバイザー教員に対して学修状況を随時報告し、指導を受けなければならない。
- 5項 早期卒業候補者は、アドバイザー教員の指導を受けて作成した履修計画を春学期及び秋学期当初に提出しなければならない。
- 6項 早期卒業候補者が希望進学先を変更するときには、法学部教務委員会に届け出なければならない。

第3条（早期卒業の認定）

早期卒業候補者が、次に掲げるすべての要件を満たす場合、早期卒業の認定を行う。

- ① 3年次終了時において、卒業要件単位をすべて修得していること。
- ② 3年次終了時まで履修した科目のうち、専門教育系科目または高度教養教育科目であって、法学部が提供するものについて、GPAが3.25以上であること。
- ③ 前条第4項で定めるアドバイザー教員による学修指導を受け、かつ同条第5項に定める履修計画を提出したこと。
- ④ 大阪大学大学院高等司法研究科、法学研究科、または国際公共政策研究科の入学試験を受験し、合格したこと。ただし、1月末日時点で合格が決まっている場合に限る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年12月19日から施行する。ただし、第3条第4号ただし書の規定は、令和元年度に3年次の早期卒業候補者については、適用しない。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 改正後の規定については、令和８年度に入学する者から適用する。
- 3 令和８年３月 31 日現在法学部に在学する者については、改定後の規定にかかわらず、
なお従前の例による。